

令和2年第9回 美里町農業委員会会議録

令和2年9月14日

令和2年第9回美里町農業委員会会議を美里町馬場1100番地美里町役場中央庁舎大会議室に招集する。

出席委員

1番	村田博治	2番	奥村 智	3番	濱田憲治	4番	三浦誠一
5番	永田末廣	6番	今田政行	7番	長木一美	8番	吉坂美佐子
9番	松田政明	10番	吉田美好				

欠席委員 1番 村田博治

欠員 0名

事務局

事務局長 富永英司 書記 安達浩一 津田武蔵

その他事項

傍聴人数 0名

開会 午後1時30分

事務局長 こんにちは、只今から令和2年 第9回美里町農業委員会会議を開会いたします。それでは議事の進行につきましては、美里町農業委員会会議規則 第4条に基づき会長が行います。

会長 それでは、私の方で議事を進めさせていただきます。本日は1番 村田委員 が欠席でございますが。美里町農業委員会会議規則 第6条に基づき会議が成立することをまず宣言します。本日の署名委員を指名いたします。署名委員は、7番 長木委員 9番 松田委員を指名いたします。それでは、早速議事に入りたいと思います。なお、発言のある方は挙手の後、指名を受けて、発言をお願いします。議案第28号、農地法 第3条の規定による許可申請、農業委員会許可分 番号1について、事務局より補足の説明はありませんか。

事務局 はい、それでは、議案第28号、番号1について続けて補足の説明を行います。番号1は、譲渡人は高齢で農地の管理が困難であり、譲受人は農業経営規模拡大ため、双方合意により、所有権移転売買での申請をされました。また、下限面積要件並びに周辺地域における「効率的かつ総合的な農地利用の確保」について支障を生じるおそれの有無など「農地法第3条第2項」の各号には該当しないものと思われ、許可要件をすべて満たすものと考えられます。以上で補足の説明を終わります。

会長 以上で事務局より、番号1の補足の説明を終わります。それでは、議案第28号、番号1を議題とし内容の説明を8番 吉坂委員に求めます。

1番（吉坂委員）略・・・・・・・・。

会長 以上で議案第28号、番号1の内容説明を終わります。それでは番号1について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第28号、農地法第3条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号1は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって、議案第28号、番号1は原案どおり決定しました。次に進みます。議案第29号、農地法第5条の規定による許可申請、県知事許可分番号1を議題とし内容の説明を2番 奥村委員に求めます

2番（奥村委員）略・・・・・・・・。

会長 事務局より補足の説明はありませんか。

事務局 はい、それでは補足の説明をいたします。議案第29号 番号1 資料1をご覧ください。まず土地の選定理由ですが、既存施設の拡張を目的に申請地を選定

され、所有権移転売買での申請となります。事業の目的としまして、農機具置場及び駐車場として利用し、既存施設の機能を向上させるための目的とされております。次に、資料 2 をご覧ください。申請地は現在、耕作放棄地となっております。8 月末までに半分の伐採が完了し、残りについては整地する際に行われる予定です。次に資料 3 をご覧ください。排水計画は、雨水につきましては、自然浸透のみの計画となっております。次に、資料 4 をご覧ください。配置図につきましては、車が 5 台、トラクター・コンバイン等が 10～20 台、耕運機等が 5 台配置される計画となっております。被害防除計画につきましては、近隣地にトラブルはないと思われませんが、被害が生じた場合にはおいては、責任をもって対処する計画となっております。次に資金計画ですが、残高証明書が添付されており、資金計画には問題ないものと思われまます。なお、当該申請農地は砥用庁舎から 300m 以内の第 3 種農地で転用申請には問題ありません。つきましては、許可後ただちに当該申請地を利用する計画となっており、申請に係る用途に遅滞なく供する事の確実性が見込まれます。以上で内容の説明を終わります。

会長 以上で議案第 29 号、番号 1 の内容説明を終わります。早速ご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。はい、7 番、長木委員。

7 番（長木委員）はい、目的が農機具置場及び駐車場となっておりますが農機具が雨ざらし日ざらしになる為屋根をつけるなど、倉庫のようにされる予定ですか。

事務局 資料で分かる範囲となる為確認しておきます。

会長 今後、事務局が指導しながら進めていけるようにしてください。他にありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第 29 号、農地法第 5 条の規定による許可申請、県知事許可分番号 1 は原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって議案第 29 号、番号 1 は原案どおり決定しました。次に進みます。議案第 30 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地中間管理権の取得について番号 1 から番号 2 について、内容説明を事務局に求めます。

事務局 はい、略・・・・・・・・。

会長 以上で議案第 30 号、番号 1 から番号 2 までの内容説明を終わります。早速、ご審議をいただきます。まず、番号 1 についてご質疑ありませんか。はい、9 番松田委員。

9 番（松田委員）はい、何筆もありますが、借りられる方は何人ですか。

事務局 はい、2 人です。

会長 他にありませんか。はい、4番 三浦委員。

4番（三浦委員） はい、貸し借りされている土地は基盤整備されている土地だけなのか。

事務局 はい、補助整備されている土地、補助整備区域以外もあります。個人が持って
おられる土地を地域の方にあずけるということで貸し借りされています。

会長 他にありませんか。はい、3番 濱田委員。

3番（濱田委員） はい、金額が記載されていますが、10年間の金額か、1年間の金額か。

事務局 はい、1年間の金額です。

会長 他にありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第30号、番号1の
農業経営基盤強化促進法に基づく農地中間管理権の取得について原案どおり決
定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって議案第30号、番号1は原案どおり決定しました。
次に、番号2についてご質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第30号、番号2の
農業経営基盤強化促進法に基づく農地中間管理権の取得について原案どおり決
定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって議案第30号、番号2は原案どおり決定しました。
次に、農用地利用集積計画総括表の内容説明を事務局に求めます。

事務局 はい、今回、田10年13847㎡、畑10年1793㎡、小計15640㎡、本年累計、田
62848㎡、畑74508㎡、総合計137356㎡。以上です。

会長 次に進みます。その他となっておりますので、全員協議会に切り替えます。

全 員 協 議 会

1. 農業委員会会議日程について
2. 荒廃農地調査後の取り組みについて

会長 それでは、協議会を本会議に切り替えて。本日の会議はこれもちまして閉会
させていただきます。有難うございました。

本会議 午後 3 時 00 分

美里町農業委員会会議規則第 13 条の規定によりここに署名する。

美里町農業委員会会長

印

美里町農業委員会委員

印

美里町農業委員会委員

印